

令和6年度第5回新潟地方最低賃金審議会

令和7年3月18日（火）

午後2時～

新潟美咲合同庁舎2号館2階

新潟労働局会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）特定最低賃金の改正の意向表明等について

（2）その他

3 閉 会

令和6年度 第5回 新潟地方最低賃金審議会

資 料 目 次

資料No.1・・・特定最低賃金の改正に関わる意向表明

- 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
- 新潟県各種商品小売業最低賃金

資料No.2-1・・・令和6年度 各種最低賃金周知広報実施状況一覧

資料No.2-2・・・新潟県の最低賃金（令和6年度改定後：新潟労働局版リーフレット）

資料No.2-3・・・第20回（令和6年度）新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト入賞作品

資料No.3・・・令和7年度 新潟地方最低賃金審議会日程（案）

（本審・新潟県最低賃金専門部会 関係）

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ・ 自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
- ・ 各種商品小売業

2025年 2月 21日

新潟労働局長
千葉 茂雄 殿

新潟県新潟市中央区新光町6-2
日本労働組合連合会新潟県連合会
会長 小林 俊

新潟県新潟市中央区新光町6-2
電機連合新潟地方協議会
議長 永井 碩

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する金子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の理由

当該産業における賃金に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している。

4. 改正の申出の時期

概ね6月下旬を目途とする。

以上



2025年2月21日

新潟労働局長
千葉茂雄 殿

新潟県新潟市中央区新光町 6-2
日本労働組合総連合会
新潟県連合会
会長 [Redacted] 夫 [Redacted]

新潟県新潟市中央区新光町 6-2
自動車新車販売協会
議長 [Redacted] 男 [Redacted]

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

2. 当該特定最低賃金の件名

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。

3. 申出の理由

新潟県内の当該産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

4. 改正の申出の時期

概ね6月下旬を目途とする。



以上

2025年2月21日

新潟労働局長
千葉茂雄 殿

新潟県新潟市中央区新光町6-2
日本労働組合新新潟県連
小林 俊

新潟県新潟市中央区万代1-3-30
ホテルビル3階
U
新潟県支部
田 博

特定最低賃金の改正に関わる意向表明

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の意向に合意し、下記のとおり表明する。

記

1. 申出者

新潟県の区域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2. 当該特定（産業別）最低賃金の件名

新潟県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の理由

新潟県内の当該産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

4. 申出の時期

概ね6月下旬を目途とする

以上



デジタルサイネージ／JR長岡駅



デジタルサイネージ／JR燕三条駅



デジタルサイネージ／えちごとトキめき高田駅



デジタルサイネージ／えちごとトキめき直江津駅



デジタルサイネージ / 佐渡汽船ターミナル



新潟県の最低賃金

地域別最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
 <p>新潟県最低賃金 985円 時間額 パート・アルバイトも！ 効力発生年月日 令和6年10月1日 新潟デザイン専門学校 デジタルデザイン科 樋口 明莉さん作品</p>	時間額 円 985	新潟県内の事業場で働く すべての労働者に適用 (パート・アルバイト・臨時・嘱託等、 どのような雇用形態の方も含まれます。 また、下記の特定最低賃金が適用除外 となる方も含まれます。	6. 10/1

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 (電球製造業 及び 電気計測器製造業 を除く)	時間額 円 1,005	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、 情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の 組立て又は加工業務 ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、 曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、 取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ 運搬(動力によるものを除く。)、用務員、賄いの業務	5. 12/27
自動車(新車)、 自動車部分品・附属品 小売業	時間額 円 1,015	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	6. 12/8
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売 する百貨店、総合スーパー等)	新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定最低賃金額(932円)を上回ったため、 令和6年10月1日から新潟県最低賃金額の 985円 が適用されます。		

※ 業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。

※ 最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。

なお、賃金が時間額以外の基準(日額、月額、その他)で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。
また、次の賃金は対象になりません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金など)
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

※ 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

※ 中小企業・小規模事業場のみなごまへの支援策を行っております。

・賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」は、新潟労働局雇用環境均等室(025-288-3528)までお気軽にご相談ください。

・賃金引き上げにお悩みの方は、「新潟働き方改革推進センター」(0120-009-229)までお気軽にご相談ください(相談無料)。

新潟労働局ホームページ



最低賃金に関するお問い合わせは

新潟労働局賃金室または最寄りの**労働基準監督署**まで

(TEL 025-288-3504)

(新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出、十日町、佐渡)

第20回(令和6年度)新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト入賞作品

最優秀賞

(新潟地方最低賃金審議会長賞)



新潟デザイン専門学校 樋口 明莉さん

特別賞

(新潟県産業労働部長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校 櫻井 優花さん

優秀賞

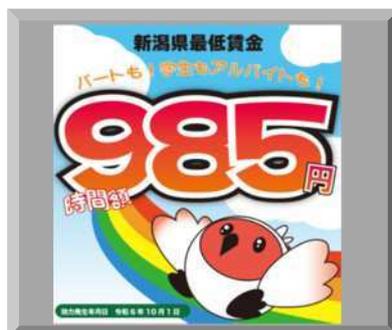
(新潟労働局長賞)



開志専門職大学 奥村 さくらさん



長岡公務員・情報ビジネス専門学校 加藤 遥乃さん



長岡公務員・情報ビジネス専門学校 原 小葉さん



新潟県立新潟商業高等学校 廣瀬 康希さん

令和7年度 新潟地方最低賃金審議会日程 (案)

月日	曜日	本 審	会 場	主な審議内容	専門部会	会 場
7月2日	水	第1回 14:00～ (公益委員会議 13:30～)	4F 共用会議室A・B	①県最賃の改正諮問		
7/14～7/23				実地視察の実施予定期間		
7月30日	水	第2回 13:30～ (公益委員会議 13:00～)	2F 労働局会議室	①改正決定に係る意見聴取 ②地域別最低賃金改正の目安伝達 ③実地視察実施結果報告 ④基礎調査結果報告	15:30～ (公益委員会議 15:00～) 第1回 ①部会長・代理の選出 ②運営規程 ③労使考え方	2F 労働局会議室
7月31日	木				13:30～ (公益委員会議 13:00～) 第2回 ①金額審議	2F 労働局会議室
8月1日	金				(空き日)	
8/2～8/3	週休日					
8月4日	月				13:30～ (公益委員会議 13:00～) 第3回 ①金額審議 ②専門部会報告	2F 労働局会議室
8月5日	火	第3回 13:30～ (公益委員会議 13:00～)	4F 共用会議室A・B	①専門部会報告 ②答申 ③特賃必要性諮問・答申 ④特賃改正諮問	9:30～ (公益委員会議 9:00～) 第4回 (予備) ①金額審議 ②専門部会報告	4F 共用会議室A・B
8/5～8/20				異議申出期間 (答申要旨の公示8/5の場合)		
8月20日	水			異議申出締切 (答申要旨の公示8/5の場合)		
8月21日	木	第4回 10:00～ (公益委員会議 9:30～)	2F 労働局会議室	①異議諮問・答申 ②特賃必要性答申 ③特賃改正諮問		
3月16日 から 3月18日	月 水	第5回 16:00～ (公益委員会議 15:30～)	2F 労働局会議室	①特賃改正意向表明		

※令和7年10月1日(水)を法定発効日とする場合の答申要旨の公示期限は、同年8月5日(火)となる。